

掛川市保育士等就職応援資金貸付事業

掛川市内の保育所等(※)に保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として、勤務しようとする方に就職のための準備費用として、就職応援資金を貸し付けます。

2年を超えて勤務することにより、返還が免除となります。勤務開始から3ヶ月以内を目安に申請してください。

(※)保育所等とは、保育所、一時預かり事業施設、

小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設(病院内保育事業施設)、

病児保育事業施設、協働保育園、企業主導型保育事業施設、

幼稚園(預かり保育事業施設)、幼稚園、

幼保連携型認定こども園です。



1 貸付け対象者

次の①から③までのいずれにも該当する方が対象です。

①保育士となる資格又は幼稚園教諭の免許状のいずれかを取得している方(市内の保育所等の勤務経験がない方に限ります。)

または、以前に市内の保育所等を退職した方のうち、当該退職した日から1年以上経過している方

②市内の保育所等に、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として就職し、又は内定を受けている方で、1日当たりの勤務時間が6時間以上で、かつ、1月当たりの勤務日数が20日以上である方

③掛川市立の幼稚園及び認定こども園の正規採用職員でない方

2 貸付け金額

1人につき20万円

3 返還を求める場合

①市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して2年以内に退職したとき

②偽りその他不正の手段により就職資金の貸付の決定が取り消されたとき

4 申請・提出書類

① 交付申請

【提出書類】

- 保育士等就職応援資金貸与申請書(様式第1号)
 - 保育士証または幼稚園教諭の免許状(写)
 - 雇用契約書もしくは辞令等
市内の保育所等の勤務先、勤務時間、勤務日数が確認できる書類
確認できる書類がない場合は、雇用証明書(様式第10号)を提出
 - 前勤務先の退職年月日等が確認できる書類
 - 戸籍抄本
 - 住民票抄本
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ※詳しくは「貸付に関する手続一覧」をご覧ください。

② 審査

③ 貸与決定(郵送)

④ 借用証書、請求書の提出

- 借用証書(様式第4号)
- 請求書(様式第11号)

⑤ 座振込

⑥ 返還免除申請

- 返還免除申請書(様式第6号)
- 雇用証明書(様式第10号)

⑦ 返還免除決定(郵送)



※提出書類など、詳しくは市ホームページを御覧ください。

【お問い合わせ先】

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 こども希望部 こども政策課 こども政策係

TEL 0537-21-1211

E-mail kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

